

エネルギーのふるさと



とまり



泊村立泊小学校第22回卒業証書授与式 (平成30年3月20日)

2018
平成30年
4月
No.680

…………… 今月の主な内容 ……………

- ◆ 平成30年度泊村政執行方針
- ◆ 平成30年度教育行政執行方針
- ◆ 平成30年度予算
- ◆ 日本海ニコニコ元気村トピックス
- ◆ 暮らしの告知板

平成三十年度 泊村政執行方針



牧野村長

平成三十年第一回泊村議会定例会の開会にあたり、村政執行方針と各会計予算(案)を提案するにあたり、私の所信の一端を申し上げます。村議会議員の皆様をはじめ村民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、多くの村民皆様のご支援とご協力をいただき、村長に就任し三期十一年目を迎え、その責任者として村政の舵取りの重責を担い、今日を迎えることが出来ましたことは、村議会議員の皆様をはじめ村民皆様のご理解とご支援の賜であると思っており、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

日本経済は、世界経済の長引く

景気低迷の影響を受けながら、今日の地方自治体を取り巻く財政環境はますます激しさを増しております。一方、地方分権改革は本格的な実行の段階に入り、地方自治体の「自立と共生」が強く求められておりますので、本村では、住民参画のもとで、自治体自らの判断と責任を基本とした多様な施策を取り進めているところであります。

このような政府の施策を重視している中で、我が国のグローバル化や地方自治体の豊かさは、安倍総理の政権に委ね、総理は、「新たな国づくり」を進める中で、デフレからの脱却と経済社会の再生を目指した「国民生活の安定」と「強い経済」の取り組みを進めようとする「アベノミクス」の信頼感だけでなく「期待感」の政策を期待しております。また、政府は、昨年十二月二十二日の閣議で一般会計総額を九十七兆七千億円とする平成三十年度政府予算を決定し、主に歳出では、「まち・ひと・しごと・

創生事業費」を前年度同額の一兆円とし、「公共施設等適正管理推進事業費」が四千八百億円計上されたことにより、経済成長を期待するものであります。

このような状況から、本村としましては、「村の繁栄と住民福祉の向上」を基本理念として村民皆様のご意見とご要望を重視した政策を取り進めてまいります。今日の少子高齢化社会と経済の変革により、後期の「第四次泊村総合計画」に対して、どのような本村独自の施策が必要であるか計画的に取り進めてまいります。この本村の政策の一環として、「泊村総合戦略の計画」(平成二十七年から三十一年度)と行政の広域圏への拡大が求められている後志広域連合協議会をはじめ、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合等、更には、

岩宇四町村が組織しております「岩宇まちづくり連携協議会」(平成二十八年五月設立)等により自治の強固なものとして自治体相互間の「まち・ひと・しごと」の形成を果敢に図ってまいります。

さて、我が国の自然災害、特に東日本大震災は、三月十一日で震災発生から丸七年となるところであります。原発事故との複合災害

に遭遇した甚大な災害であったこととはご承知のとおりであり、被災地の復旧・復興を一日も早く国の施策を期待するものであります。昨年の災害状況につきましては、九月に、九州、四国、本州の三島に上陸した台風十八号が日本列島を縦断し西日本を中心に浸水被害、更には、十一月の台風二十一号による大阪府、和歌山県、三重県等の記録的な大雨による浸水被害等で多くの死者、負傷者の人的被害が発生したところであります。

後志管内では、春と年末の爆弾低気圧の強風により被害を蒙ったところであり、気候変動の影響により甚大な被害が発生しており、本村としましては防災・減災を重視した事業を今年度も計画的に取り進めてまいります。

泊原子力発電所につきましては、北海道電力(株)では、再稼働に向けて国の規制委員会の審査を受けている中で、活断層や防潮堤の課題が指摘されていることを踏まえ、各種の調査を進めていると申しておりますが、早期に規制委員会による審査により、安全であるという許可を得られることを切望するものであります。本村としましては、安全な施設として早期に

再稼働できるような国はじめ規制委員会や経済産業省等に積極的に要望を進めてまいります。

平成三十年度の予算(案)は、昨年度の予算同様に健全財政と最大の効果を目指した一般会計三十六億九千万円の予算を計上させて頂きました。前年度対比九・七パーセントの減であります。年々、特に歳入予算は減少の段階にあり、大規模償却資産の固定資産税と電源立地交付金等を主力財源としておりますが、将来を見据えた健全財政を目指した予算の配分と的確な事業の取組みを行使した予算を計上いたしました。

私は、この状況を踏まえ「住民福祉の向上と基幹産業の基盤づくり」を重視した政策予算をもって「住んでみたい、住んで良かった村づくり」、「安全で安心して暮らせる村づくり」を今年度も取り進めてまいります。厳しく限られた財源から効率的な執行に努め、村民皆様のご意見とご要望をいただき、議会・村民・行政の三位一体の中で「村の飛躍」を職員一丸となり全力で図ってまいります。一層のお力添えをお願い申し上げます。以上のことをご踏まえ、本年度の村政を執行するにあたり基本的な

私の所信を述べさせていただきます。

今年度も健全財政堅持のもとに予算編成にあたりましたが、特に重視しております政策について申し上げます。

第一 総合計画

平成二十三年度に樹てられた「第四次総合計画」は、村づくりの重要な指針として、厳しい社会情勢の中、事業の見直しを図りながら計画に沿った村づくりを進めてまいりました。

総合計画も今年度で八年目の年となりませんが、泊村総合戦略と共に、より実行性のある政策推進に努めてまいります。

今後におきましても著しい人口減を打開するため、厳しい財政事情を充分見極めながら、村議会をはじめ、関係団体や多くの方々からのご意見やアドバイスをいただき、行政の総力を結集して、事業の的確なる実現を図ってまいります。

第二 防災対策

近年は、地震・津波だけではなく、異常気象による局地的な豪雨や土

砂災害、竜巻や突風等の自然災害による被害が全国各地で発生しており、防災・減災対策が急務となっております。

このような中、各地域の皆様におかれましては、東日本大震災を教訓に、独自の避難訓練や、災害に備えた様々な課題に取り組み、地域の皆様の防災に対する関心が高く、誠に心強く感じているところであります。村としても、昨年度に引き続き防災訓練を実施し、災害時に必要な備蓄食糧の計画的配備を進めてまいります。

また、新たに公表された北海道日本海沿岸の津波浸水予測に基づき、ハザードマップの改訂も計画してまいります。また、避難路につきましても適地を特定した中で、可能な限り早期の避難路整備の実現に向け、村民皆様が安心して暮らしていけるよう、防災・減災対策に努めてまいります。

災害時の被害を最小限にするためには、関係機関との連携はもとより、「自助」「共助」「公助」を基本に、お互いに助け合うことが何よりも大切でありますので、村と地域が情報共有をしながら、防災対策を進める体制づくりを図ってまいります。

第三 社会福祉・医療と保健衛生

本村では、泊村特別養護老人ホームむつみ荘、養護老人ホームむつみ荘及び泊村独自事業であります生活管理指導短期泊事業の運営におきましては、平成二十五年度から社会福祉法人黒松内つくし園の指定管理により運営されております。施設利用の日本人、ご家族の方々からは施設に対し高い評価をいただき、村内外からも沢山の施設利用の希望をいただいている状況であります。住み慣れた泊村で生活し続けたいというニーズに対する福祉サービスへの寄与となり、平成二十五年度からの指定管理協定が満了を迎えた後も、引き続き今年度より平成三十五年三月末まで協定更新を行い、快適な生活環境と充実したサービスの提供を連携しながら支援してまいります。

高齢者福祉対策として、今年度より茅沼診療所医師と地域包括支援センタースタッフが「認知症初期集中支援チーム」を運営し、認知症に対する支援を実施するなど、専門的なサービスを提供してまいります。また、住民主体で参加し

やすい地域に根ざした介護予防を推進し、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持し、生きがいと社会参加による互助の推進に取り組んでまいります。

障がい者（児）福祉対策においては、障がい者（児）の重度化・高齢化への対応等、障がいのある方々が望む生活ができるよう、各施設や関係機関等と連携を図りながら、生活や就労への相談等を実施してまいります。

健康増進対策においては、住民の健康保持増進のため、疾病の発症やその重症化予防の取り組みとして各種がん検診や予防接種、栄養・運動教室などを実施してまいります。また、今年度から乳幼児健診を欠席されたお子さんに対し、個別健診の受診ができるよう健診の充実を図ってまいります。



妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、子育て支援センターでの相談、保育所での保育、学童クラブでの預かりを通じ、子どもの発育・発達支援や保護者の方々が仕事と子育ての両立が出来るようサービスの提供に努めてまいります。

新たな事業として「多子世帯保育料軽減支援事業」を実施し、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、出産、子育てのしやすさを実感できる支援として、第2子以降の3歳未満児の保育料を一部無償化し、子育て支援を充実させてまいります。

環境衛生においては、昨年度はごみ袋等の有料化には村民皆様のご理解をいただき、ごみの減量、資源物回収に多大なるご協力をいただき感謝申し上げます。ごみの排出量は激減し、資源物の回収は大幅に増加いたしました。共和町にあった塵芥処理場が四月一日から岩内町の新施設「岩内地方清掃センター」になり、今年度も引き続き、適切なごみの出し方のルールを守っていただき、より一層のごみの減量化と分別の徹底、リサイクルの推進に取り組んでまいります。

村民皆様が安心して、いきいき

と健やかな生活が送れるよう、各種補助制度や交付金制度を利用しながら、保健・福祉サービスや環境衛生の充実を図り、出来る限り村民皆様のニーズに対応していくよう取り組んでまいります。

第四 住民生活・医療と環境

指定管理により運営されております茅沼診療所は、平成三十年三月末をもって二回目の管理委託基本協定の満了を迎えます。平成三十年度より三回目となり、三カ年の基本協定更新を行います。契約期間は平成三十年四月から平成三十三年三月末までとなります。

一般診療はもちろん、急性期総合医療機関である手稲溪仁会病院及び地域の医療機関と連携を図り、標準的医療の提供に努めてまいります。又、経常経費の削減に努めておりますが、診療報酬の改定や人口減少により、医業収益が減少となり経営環境が厳しい状況にあります。今後各種健診や予防医療の取組を堅持し、経営改善対策について指定管理者との協議を継続し、地域に密着した医療機関として役割を果たしてまいります。また、皆様のご意見をお聞きしな

がら、今後の診療所運営体制について進めてまいります。

歯科診療所につきましても、国からの指針となります院内感染対策整備を行いまして、治療対策内容が充実するよう、引き続き連携しながら支援してまいります。

両診療所は大切な村民の命と健康を守る医療機関でありますので、引き続き支援を行うとともに、村民誰もが元気で安心して生活できる医療の提供に努めてまいります。

岩内協会病院におきましては、医師体制、救急患者対応についても安定的となり、地域住民も安心できる体制が引き続きとられております。地域包括ケア病床の設置、更には人工透析治療が新たにスタートしたことによりまして、遠距離移動をして治療していただきました方々の負担が減少し、地域医療にとつてメリットが大きいものと期待するものであります。

とまり葬斎場については、深い悲しみのなかで故人を偲ぶとともに、別れを惜しむ人生終焉の場にふさわしい尊厳と格調を保ち、村民皆様に安らぎを感じていただけるよう取り組んでまいります。

村民皆様が住み慣れた家や地域で、安全・安心して暮らし続けら

れるような医療体制や環境を整備し、誰もが充実した快適な暮らしのある村づくりを引き続き取り組んでまいります。

第五 産業の振興

1 水産業

近年、本村の水産業を取り巻く状況は、沿岸漁船漁業による水揚量が減少するなど水産資源の低迷がささやかれ、『とる漁業』は厳しい状況が続いております。

更には、地域においても高齢化と過疎化に伴う漁業者の減少が続く、漁業者や漁業協同組合は厳しい経営を迫られています。

こうした中、国や道は地域総合戦略に基づく地方創生関連事業や浜の活力再生プランなど漁業振興への支援等を行い、『とる漁業』から『育てる漁業』への推進を図り、漁業者と漁協、行政等が協力して地域の漁業経営の発展に向けた主体的な計画を進めていくことを求めています。

本村においても、沿岸漁業から魚種転換による経営の多角化を目指すしたホタテ養殖の実証事業（もろかる漁業支援事業）や地域水産

資源のブランド化へ取り組むナマコ増養殖事業（地方創生推進交付金事業）を活用するほか、村単独補助事業として、資源増殖や漁獲共済など水揚げ向上と漁家経営の安定化に資する事業及び漁業関係施設の改修等への支援を継続して実施いたします。

また、老朽化した漁港及び海岸施設につきましては、今後も現状を踏まえながら施設強化を含めた維持・補修等に関係機関と協議しながら早期実現に向けて取り組んでまいります。

2 商工業

日本経済は景気回復の傾向を囁かれておりますが、本村の商工業においては、車社会や価格競争による消費者の近隣大型量販店等への流出により、地元商店の売上が減少するなど低迷が続いている状況であります。

このような不況下ではあります。が、村では改善策の一つとして、今年度も村内商店の消費拡大を図るため、プレミアム商品券発行事業を実施し、商工業の活性化を推進してまいります。

泊村商工会におかれましては、会員数の減少など厳しい運営状況

とは存じますが、会員皆さんの知恵と力を結集して、商工業の活性化に寄与することを期待しております。

3 観光業

本村は、盃温泉郷をはじめ、海と山の豊かな自然環境が魅力であり、古くからの歴史や文化が育んできた地域資源は大きな財産であります。

近年、本村の観光業は、宿泊施設の減少などから観光客入込数が年々減少していき、かつての滞り型観光に変わる新たな観光体系の創出が必要とされています。

このような中、一昨年度より岩宇四力町村で取り組む「岩宇まちづくり連携協議会」での岩宇地域の連携による観光ルートや特産品の開発事業が進められており、村としても観光協会と連携を図り、観光名所の魅力を再認識し、広く発信していくための取り組みを実施しているところであります。

また、村の一大イベントであります「群来まつり」は、今年で四十七回目を迎えます。今年も実行委員会や村民皆様の協力の下、創意工夫による充実した内容にして観光客の増大を図り、楽しんで頂けるよう進めてまいります。

4 農林業

昨年度は、盤の沢林道周辺の村有林五―二一小班での倒木整理及び植樹を実施いたしました。

今後は、昨年・一昨年に植樹した村有林区域の維持管理を実施するとともに、森林整備を計画的に実施し、山が潤い、海にも良い影響が与えられることを期待し、森林整備事業を推進してまいります。

5 建設業

建設業界においては、公共事業の減少と加速する人口の減少や高齢化といった社会情勢の変化、更には、建設業界が抱える人材の確保、技術の伝承といった課題もあり依然として厳しい状況下であります。



近年、国においては、公営住宅、橋梁、道路、下水道等、様々な分野で施設を長く使えるよう長寿命化計画を策定するよう指導や義務化になってきております。本村の公共施設は平成二年頃より集中的に建設され、改修時期が迫っていることや同時に比較的新しい建物においてもメンテナンスを施す時期が重なってきていることから、今年度に村のすべての公共施設を点検・調査し、改修方法やメンテナンス方法を検討し、概算工事費、優先順位の決定する委託事業を行って、施設を適切に維持管理し、将来に亘って有効に活用されるよう努めてまいります。更には、この委託事業の成果を基に、将来の施設の維持・補修に充てるための基金を電源関係交付金を利用し、創設してまいります。

河川関係では、昨年度で茅沼地区の学校橋が架け替えとなりましたが、残る三橋についても、引き続き地域と協議しながら方向性を決めてまいります。また北海道が管理している二級河川の玉川については、護岸事業が継続され、早期に完成されるよう、また盃川については護岸工事等が早期に実施されますよう、引き続き地域の実

情を訴えながら、北海道へ要望をしております。

住宅関係においては、糸泊第二団地の整備は、既に改修を終え、入居されている方々からも評判が良く、今年度も残りの一棟四戸を改修してまいります。更には公営住宅の外壁改修工事を国の社会資本整備総合交付金を利用し、今年度は沿岸団地と茅沼新団地の三棟二十四戸を改修し、良質な住環境の整備を図ってまいります。

今年度においても村民皆様が安心して暮らせるよう、新規事業を含め、所要な事業を計上し、更なる環境整備に努めてまいります。村としても地元企業の更なる繁栄を願い、建設工事に参加されるよう、配慮してまいります。

しかしながら、建設業においては、全体的に公共事業の減少等により、厳しい経営を余儀なくされているところでありますが、自らの力によって苦境を打開することに殊更期待を寄せるものであります。

このような状況下で、泊建設業協会を中心とした地元企業は旧態依然の体質からの脱却を目指し、認識を新たにされ、果敢に様々な事にチャレンジをされたことにより、昨年度は少なからず波及効果が

が得られたことは、その取組に対しての効果の現れであり、敬意を表すると共に今後の更なる努力を期待するものであります。

今後においても、村としても村内企業支援育成を基本に経営基盤強化に向けて、出来る限り、諸条件等を緩めた中で公共事業の受注機会の拡大を目指してまいります。

第六 地域情報化の推進

情報化社会に対応すべく、全村に亘って下水道事業と共に構築しました「地域情報化システム」は、運用を開始して以来十数年の年月が経ち、これまで計画的に更新を図ってきたところでありますが、システムの維持管理費や機器の更新費用等の負担の課題もあり、今年度「公設民営化」による光ケーブル敷設工事を実施し、三十一年度の春以降を目的に、民間事業者による「インターネットサービス」の実現を図ってまいります。

第七 定住の促進

少子高齢化、情報化、国際化などの社会経済の変化や多様化する住民ニーズに対応するため、多く

の市町村では知恵を出し合い、工夫しながら、地域の特色を活かした個性豊かで「安全で安心した地域づくり」を進めながら、住民が定着できるような様々な取り組みを積極的に進めております。

泊村においても、「ふるさと定住促進条例」に基づく各種奨励事業を中心に定住政策を進めてまいりましたが、創設当時から社会情勢等も大きく変化しており、人口減少に歯止めがかからないことから、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定し、五年計画の四年目を迎える泊村人口ビジョン・泊村総合戦略に基づき、安定した雇用の創出により地域活性化を図ると共に、定住・移住や子育て支援政策等を再検討しながら、泊村に住んでみたいと思われるような対策を講じてまいります。

第八 教育と文化

二十一世紀を切り拓く、心豊かでたくましく「生きる力」を子供たちに育むことを目指し、「確かな学力・道徳性・体力」を育成することはもとより、変化の激しいグローバル化する現代社会を生き抜くための力を培うことが大切であ

りますので、教育委員会と連携を密にした教育行政を推進してまいります。

また、村民一人ひとりがゆとりを持って、健康な生活を送るため、生涯学習の果たす役割は大きなものがありますので、生涯学習の拠点であります泊村公民館や学校施設等の有効活用を図り、個々のニーズにあった学習の場の提供に努めてまいります。

更に体力増進と健康保持のために、「とまりカブトラインパーク」や「アイスセンターとまりンク」の有効活用を図ってまいります。

泊村発展の礎となった鯨漁全盛時の歴史的建造物であります「鯨御殿とまり」は国の未来に残したい漁業漁村歴史文化財産百選に選ばれ、本村の風土や歴史の文化遺産として、大変貴重な財産でありますので、木製建具の調整や一部左官等の修繕工事を実施し適切な管理運営に努め、後世に残すべく努力をしてまいります。

第九 消防団と救難所

昨年は、爆弾低気圧などの異常気象が多く、大雨等による自然災害が懸念され、このことにつきま

しては、住民にも大きな不安となっているところですが、

村におきましても、住民の不安を少しでも解消するため、住民が災害に遭わないよう、また、被害が最小限となるよう、各地域での避難場所の検討・整備等を進めるなど、村が先頭に立って各種対策を講じてまいります。

消防団につきましては、日頃より住民の生命・財産を守るといふ使命で活動され、災害発生時には住民の救助・救出にあたるという信念をもって、日々訓練に励まれていることに深く敬意を表するところであります。

今後も、村が進める防災対策には、消防団の役割が重要となつてまいりますので、住民が安心して暮らせるよう、一層のご協力をお願い致します。

また、女性防火クラブにおかれましては、消防団と連携を密にして、無火災実現のために、ご尽力されていることに感謝と敬意を表しますと共に、今後におきましても、防火意識の向上を図るため、更なる啓蒙・啓発活動を推進されますことを期待します。

更に、水難救難所におかれましては、日頃から啓発活動に努めら

れておりますが、所員一丸となり海難防止のため、万が一の海難事故に備えた訓練に励まれることをお願い致します。

第十 原子力発電所

原子力発電所については、三基すべてが定期検査のため停止中であり、現在、原子力規制委員会において、三号機の新規制基準適合性審査が進められておりますが、審査に並行し北海道電力(株)においては、防災対策の強化のために様々な安全対策工事が実施されております。

一方、村としては原子力規制委員会が定めた新たな指針に基づき原子力防災計画を修正し、万が一、原子力発電所で事故が発生し、住民が広域避難となった場合の避難先として札幌市の「アパホテル」と協定を結んでいるところであります。

また、原子力防災計画の更なる充実を図る観点から、国の「泊地域原子力防災協議会」が設置されておりありますが、自治体だけではなく関係省庁が一体となつて原子力災害の対応にあたるための「泊地域における緊急時対応」の見直しですが、昨年度行われたところであります。

今後においては、原子力規制委員会の安全審査の状況を見守りながら、一日も早く国の責任において再稼働の判断がされることを期待するものであります。

村としても、同じ立地自治体で構成される「全国原子力所在市町村協議会」等を通じて、立地地域を取り巻く諸課題について、引き続き国に強く要望すると同時に、国や道と連携を密にして、原子力防災対策の強化に努め、住民の安全・安心の確保を図ってまいります。

第十一 公用地の確保

現在、公共施設等総合管理計画により、村の将来を見通し、計画的・効率的な施設運営等を取り進めているところですが、この中で、施設整備をするためには、土地の確保が重要となつてきます。

村には活用できる土地が少ないことから、村の振興・発展を進めるためには、土地の有効活用が課題であります。

今後、限られた財源ではありませんが、公共施設等総合管理計画等を考慮し、財源の効率的な運用に充分配慮しながら、必要となる公用地の確保に努めてまいります。

平成三十年度 予算編成方針

国では、有効求人倍率も高くなり、株価も高水準を維持するなど景気拡大が緩やかではありますが続いております。この状況は、数字的にバブル経済期を超えていると言われておりますが、国民にとっては実感がわいていないのが実情であります。しかし、今後も、この景気が維持されるよう、労働生産性の向上など政府の様々な施策に期待するところでもあります。

一方、地方自治体では、多くの権限委譲が国・北海道から進められ、人員的、財政的に負担を強いられているのが現状であります。各自治体とも厳しい状況の中、住民にとって何が重要で必要かを判断しながら権限委譲を受けなければなりません。

村では、泊発電所が運転停止となっており、安全審査も時間を要している中、再稼働も見通しが立たない状況となっております。住民の中には発電所に従事している人も多く、将来に不安の声があることから、国の判断による早期の再稼働が待たれております。

また、財源を泊発電所に係る大規模償却資産や電源立地交付金等に依存している村では、泊発電所の運転停止により、財源が年々、減少していくことが懸念されております。今後も、健全な財政運営を進め、中長期的な計画により村政を執行していくことが求められているところです。

このようなことから、今年度は将来を見据えて、住民のニーズを踏まえ、財政を考慮しながら各種事業を決め、予算を編成致しました。

歳入におきましては、固定資産税（大規模償却資産）が大きな割合を占めておりますが、国庫支出金や道支出金等の交付金、補助金収入等の見込める財源を計上致しました。

歳出におきましては、住民のための事業の推進を軸に、前年度からの継続事業を計上し、また、独自の施策事業につきましては見直しから予算措置を致しました。

平成三十年度 予算概要

一般会計予算の規模は、三十六億九千万円で、前年度対比九・七パーセントの三億九千五百万円の減となりました。

歳入においては、大規模償却資産税が十六億二千四百万円、前年度対比一億一千五百万円の減、国庫支出金では、電源立地地域対策交付金が主で五億九千万円、前年度対比三十二・五パーセントの減であります。

歳出においては、投資的経費が五億二千七百万円、前年度対比二億三千百万円の減となり、総予算の十四・三パーセントを占める事業量となりました。

主な事業は、これまで多くの経費を要してきた情報化事業を見直し、新たにNTTのフレッツ光のサービスを村民皆様に提供するため、村内に光ファイバーを敷設する予算を計上致しました。

また、歳出総体としては、社会福祉と保健衛生、更には教育等、継続的性質の物件費や委託料等の予算を計上し、暮らしやすい環境の整備を進める予算編成となりました。

以下、平成三十年度の重要施策を次のとおり申し述べます。



平成三十年度 重要施策

一・防災対策整備事業

防災に関する意識が急速な高まりをみせている中、村としても災害が発生した場合のための備蓄食糧品を計画的に整備致します。

事業費

備品食糧品等購入

一二七千円

二・子育て支援事業

とまり保育所に併設されております「泊村地域子育て支援センター」におきましては、育児中のお母さんの不安や悩みに対する指導・助言を行い、更には交流や情報交換が出来る「集いの場」としての環境の充実を図ってまいります。

また、学童クラブにおいても、保護者の皆様が安心して預けられるよう一層の充実を図り、泊村としての子育て世代の保護者の皆様の負担を軽減すべく、子育て支援を行ってまいります。

事業費

泊村地域子育て支援センター運営費
泊村学童クラブ運営費

一、四八七千円
五、三二七千円

三・保健衛生事業

村民皆様が自身の身体に日頃から関心を持ち、健康に気を付けていただけるよう、今年度も健康増進事業を重点に進めてまいります。

また、予防接種の継続と、各種検診を多くの方々に受診していただくよう努めてまいります。

事業費

健康づくり事業

一一、五三五千円

四・高齢者等福祉事業

高齢者の方々が安全に安心して暮らしていただけるよう、今年度も泊村独自の助成を含めた、各種助成制度を構築してまいります。

なお、泊村の独自助成につきましては、国の制度改正等を勘案しながら、泊村に合った助成制度が構築できるよう検討してまいります。

また、障がい者や障がい児に対する対策事業として設立した「岩宇地区相談支援センター」と連携し、障がい者の皆様が安心して必要なサービスが受けられる体制づくりを行ってまいります。

事業費

高齢者福祉事業費
障害者福祉事業費
医療費助成事業

三八、三七三千円
一七、九五二千円
一一、四三六千円

五・環境整備事業

泊村立歯科診療所、泊村立茅沼診療所の備品整備を進めてまいります。

事業費

泊村立歯科診療所、泊村立茅沼診療所備品購入

四、二五七千円

六・水産振興事業

経営健全化を進める組合にとって、ウニやホタテ、ナマコなど育てる漁業が重要な位置を占めており、栽培漁業センターや養殖施設を維持し、収益向上を図ることが大切であります。

泊村栽培漁業センターの安定した種苗生産を図るため、施設の維持補修事業に対する助成を行うとともに、ナマコ増養殖事業にも支援し、栽培漁業の振興を図ります。

事業費

栽培漁業センター維持事業補助金 一、九一八千円
 ナマコ増養殖事業補助金（地方創生推進交付金事業）
 四九、八〇〇千円

事業費

糸泊第二団地外部改修工事 七、三五五千円
 公営住宅外壁改修工事（三棟二十四戸） 七〇、三五二千円
 釜公営住宅解体工事 三、八九九千円

七. 建設関連事業

糸泊第二団地の整備については今年で最終年度となり、一棟四戸の改修をしまいであります。また、照岸団地の二棟十六戸と茅沼新団地の一棟八戸を外壁と屋根の改修を実施してまいります。

事業費

村道維持管理委託業務 一一、八八〇千円
 橋梁点検業務 五、七三五千円
 糸泊第二団地内部改修工事 三二、五九五千円

八. 文教対策事業

鯉御殿は経年劣化により内部の木材建具の一部に不具合が起き、また漆喰の壁にも剥離が見られるため修繕工事を実施いたします。

また、大規模改修工事を終えた泊村公民館の駐車場の舗装補修工事を実施いたします。

事業費

鯉御殿修繕工事 三、三四八千円
 泊村公民館駐車場舗装補修工事 七、二五三千元

平成三十年度 特別会計

国民健康保険特別会計

国では、平成三十年度から都道府県を運営の責任主体とし、安定的な運営や効率的な事業運営を進めることとしております。国や北海道の動向を注視しながら、健全な保健運営を行うとともに、特定健診・特定保健指導等の各種事業を展開してまいります。

歳出は、主に保険給付費等の見込みにより算定されました後志広域連合負担金四千三百三十三万六千円であり、歳入は、保険税と一般会計からの繰入金一千五百十四万二千円を計上し、特別会計として本年度予算額は、四千三百二十七万六千円で、前年度対比四十九・五パーセント減の予算となりました。

簡易水道事業特別会計

簡易水道事業特別会計は昨年度に策定した簡易水道施設更新基本計画に基づき、今年度より大規模更新事業に着手してまいります。今年度においては、泊浄水場改修工事の実施設計と浄水場の処理工程が追加となることから、水道事業認可の変更が必要となるため、その変更認可申請書の作成業務を実施してまいります。

また、老朽化している茅沼地区の水管橋を新設し、昨年度完成した学校橋に添架する工事を実施してまいります。

水道の大規模更新は工事期間も長く、また多大な費用もかかることから、財政状況を踏まえた中で見込み得る財源は積極的に活用し、将来的には交付税の交付団体となる時期を見極めながら、起債の活用も検討してまいります。

今後においては、大規模更新を見据え、経常経費を極力抑制しながら、

住民生活に欠かすことの出来ないライフラインとして安全・安心な水をお届けできるよう努めてまいります。

一般会計からの繰入金は泊浄水場改修工事実施設計業務と簡易水道事業変更認可申請書作成業務の共用施設等維持基金活用分としての二千万円と茅沼地区水管橋新設工事の特定発電所周辺地域対策交付金活用分としての三千二百万円の計五千二百万円となり、本年度予算額は八千六百九十四万五千円で前年度対比八十一%増の予算となりました。

泊村集落排水事業特別会計

集落排水事業特別会計は今年度においても盃浄化センター維持管理業務及び機器整備工事等、住民生活に支障の無いよう適切に維持管理をしてまいります。

財源については、昨年度同様の下水道使用料とされていることから、下水道施設建設費の起債償還のため、今年度も一般会計からの繰入金四千八百五万六千円を計上いたしました。昨年度対比二百万四千円の増となっております。

本年度予算額は、五千八十三万八千円で、前年度対比四・一パーセント増の予算となりました。

泊村公共下水道事業特別会計

下水道施設長寿命化計画に基き光ファイバー網通信設備更新工事を昨年度に引き続き工事を実施いたします。今年度においても社会資本整備総合交付金事業によりマンホールポンプの光伝送盤の更新を行います。

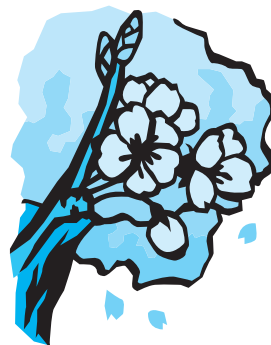
また、財源については、昨年度同様の下水道使用料とされていることから、下水道施設建設費の起債償還等のため、今年度も一般会計からの繰入金二億九千五百六十四千円を計上いたしました。

本年度予算額は、三億四千二百九十九万八千円で、前年度対比七・九パーセント減の予算となりました。

後期高齢者医療特別会計

今後も、北海道後期高齢者医療連合と連携の下、高齢者が安心して必要な医療を受けられる体制づくりに取り組んでまいります。

後期高齢者医療は、北海道後期高齢者医療広域連合が保険者であることから、広域連合納付金を歳出とし、七十五歳以上の被保険者の保険料と一般会計からの繰入金一千二百七十七万六千円を計上し、特別会計として本年度予算額は二千七百九十二万五千円で、前年度対比〇・六パーセント減の予算となりました。



むすび

以上、平成三十年年度の村政の所信と基本的な方針の一端を申し述べさせていただきました。

今日の少子高齢化社会においては、泊村総合計画を基本として本村の「自立と共生」の村政を村民皆様の協働のもとで積極的に推進してまいります。

村議会議員の皆様、
村民の皆様、
一層のご理解とご協力を
心からお願ひ申し上げます



平成三十年度 教育行政執行方針



森教育長

平成三十年第一回泊村議会定例会の開会にあたり、泊村教育委員会が本年度執行しようとする教育行政方針について申し上げます。

教育行政の推進にあたり、村議会の皆様をはじめ、村理事者の深いご理解と村民の皆様のご支援ご協力を賜り、懸案の諸問題が逐次解決されてきておりますことをまずもって心からお礼申し上げます。今日における社会情勢は、少子高齢化はもとより、グローバル化の進展、急速な情報化や技術革新により、生活環境を質的に変化させつつあり、子どもたちを取り巻く環境もまた大きく変化してきております。

このような中、学校教育においては将来を担う子どもたちの教育が益々重要となり、心豊かな人間性と困難な課題に立ち向かい、乗り越えていくことができる人材の

育成が求められています。そのために、本村においては、教育環境の更なる充実に努めるとともに、「学校・家庭・地域」の連携をなす一層強めていくことが大切と考えております。

また、社会教育においては「ふれあいと活気があり、豊かさが実感できる地域づくり」の実現をめざし、村民一人ひとりが生涯にわたる、心豊かに充実した生活を送ることができるよう、多様な学習活動の場や機会を提供し、取り組みを進めていくことが大切と考えております。

以下、教育行政推進の基本姿勢と主要施策について申し上げます。

一 泊村教育目標の推進

教育行政を執行するにあたり、基本となるのは「泊村教育目標」でありますので、その具現化を積極的に進めてまいります。

これは、日々成長する本村の子どもたちに大きな願いと期待をかけたものでありまして、教育委員会はこの目標に沿って最善の努力をいたします。

二 たくましく生きる力を育む学校教育の推進

(1) 社会に生きる実践力の育成

学校教育は、生涯学習の基盤となる「生きる力」の育成にあり、そのためには、学力の基礎・基本の定着と合わせて、社会で自立するために必要な力を確実に身に付けさせることが大切です。以下、そのための方策について申し上げます。

① 確かな学力の向上をめざす取り組み

本村の子どもたちは、全国学力・学習状況調査結果から全道・全国平均より高い数値を示す分野も出てきており、今年度も結果分析をもとにし、課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。加えて、チャレンジテスト等を活用し、学力の重要な要素である基礎的・基本的な知識・技能の一層の定着を図ってまいります。さらに、平成二十九年三月に告示された新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推し進めるとともに、

個々の能力・適性に応じたきめ細かな指導にも配慮してまいります。

② 国際理解教育の推進

近年、諸外国との関係がこれまでに以上に強まり、国際化が進む中、児童生徒一人ひとりが豊かな語学力を身につけ、国際社会をたくましく生きる人材の育成を図ることが大切であります。

今年度も中学校を主体に外国語指導助手を配置し、児童生徒への英語力の強化や今求められているコミュニケーション能力の向上に努めてまいります。

また、新学習指導要領の改訂に伴う移行措置として、今年度より始まる小学校三・四年生の「外国語活動」、五・六年生の「外国語科」への外国語指導助手の派遣についても配慮してまいります。

③ 特別支援教育の推進

個に応じた指導の充実を図るとともに、心身に障がいのある児童生徒の適正な就学を支えるために今年度も支援員を小学校に配置します。また、特別支援教育関係団体や家庭との連携を密にし、一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に基づいた指導方法の工夫改善に努め、より良い就学環境を整えてまいります。

④保・小・中及び家庭との連携について

保育所との連携を強めるとともに、九年間を見通した連続性のある指導を行うことができるよう、指導内容や指導方法等について、小学校・中学校の連携も強めてまいります。

また、家庭学習を含む学習習慣の確立が重要であることから、家庭の理解と協力を得ながら望ましい学習習慣づくりを目指すとともに、長期休業中における泊小学校の「学びの教室」、泊中学校の「休業中の学習会」や「放課後学習会」等を今年度も実施し、学習意欲の喚起に努めてまいります。

(2)豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちが、互いに尊重し合い、ともに支えあいながら、社会の一員として成長していくためには、心と体の健やかな育成が重要



であります。以下、そのための方策について申し上げます。

①道徳教育の推進

豊かな心を持ち、人としての生き方の自覚を促し、よりよく生きるための道徳性を育成する「道徳」が特別な教科として位置づけられたことをふまえ、「考え、議論する道徳」への質的転換を図るとともに、道徳の時間の一層の充実と指導方法に関する教員研修の奨励に努めてまいります。

②生徒指導体制の充実

子どもたちが、より楽しく充実した学校生活を送るためには、教職員との信頼関係をもとに、心が通い合う人間関係づくりを構築しなければなりません。

そのため、教職員の研修を充実させ、資質・能力の向上を図るとともに、問題行動の未然防止、早期発見・早期対応を徹底する中で、教育委員会・学校・家庭・地域のそれぞれが果たす役割をしっかりと認識し、連携し、すべての子どもたちが明るく元気に学校生活を送ることができるよう、努めてまいります。

また、一人ひとりの子どもに寄り添った相談や指導を継続的に行うため、学校における教育相談機

能の充実を図るとともに、関係機関との連携も図り、児童生徒の心の成長を側面から支援してまいります。

③健康・安全指導

子どもたちが生涯にわたって心身ともに健やかに生きるためには、しっかりととした体力を身につけていくことが大切です。子どもたちの体力向上のために、小中学校で、楽しみながら体力づくりができるよう、工夫した取り組みを行うとともに、スポーツ少年団や部活動への参加奨励にも努めてまいります。

また、家庭とも連携し、「早寝早起朝ごはん」の励行、フッ化物洗口も継続して取り組んでまいります。

安全指導につきましては、児童生徒が犠牲となる痛ましい事件・事故が数多く発生していることから、関係機関や地域の皆様の協力を得て「泊村通学路安全対策推進会議」を組織し、未然防止に努めるとともに、各学校における防犯教室や防災訓練等を通し、安全に対する意識を高めてまいります。

三 地域に信頼され共に歩む学校教育の推進

(1)学校経営の強化充実

地域に開かれ、信頼される学校を実現するためには、学校評価を通じ、その運営の改善を図り、保護者への説明責任を果たす中で、学校・家庭・地域の共通理解を深め、連携協力の促進に努めることが大切であります。以下、そのための方策について申し上げます。

①開かれた学校づくりの推進

現在、各学校では、学校だよりの全戸配布を通じ、学校の様子を保護者や地域に知らせたり、地域参観日や学校行事等の呼びかけ等を行ったりし、積極的に情報発信に努めております。また、地域の教育力や地域素材を積極的に活用し、ふるさとの良さを知る活動にも取り組んでおります。今後もより一層、学校・家庭・地域の連携を密にし、開かれた学校づくりを推進してまいります。

②地域とともにある学校づくり

学校と地域がともに子どもたちを育てていくには、目標などを共有し、地域の声を反映する中で、学校運営を不断に改善していくことが大切であります。この度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことにより、全国的に各地域に「学校運営協議会」を設置し、地域と一体となつ

子どもたちを育む「コミュニティイスクール」の導入が努力義務となりました。このことを受けて、泊村においても本村の実状にあったコミュニティイスクールとするべく、昨年に引き続き、各学校をはじめ関係機関と調査・研究を積み重ね、平成三十一年度の導入に向けて準備を進めてまいります。

(2) 教職員の資質・能力の向上

教職員一人ひとりが児童生徒の健やかな成長を願い、保護者や地域住民から信頼を得るには、教育公務員としての使命と責任を強く認識し、意識改革に努めていただき、人間性を高めることが大変重要であります。以下、そのための方策について申し上げます。

① 教職員研修の充実・推進

教員としてのあり方や指導方法の改善等、自らを高めるための自己研修、更には後志教育研修センター講座等の研修事業への積極的参加を奨励するとともに、教育局の指導主事を活用した校内研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力向上に努めてまいります。

② 「職員人事評価制度」の活用

個々の教職員の努力や成果を評価する「職員人事評価制度」につ

いても引き続き取り組み、教職員の意欲や資質能力の向上を図り、学校の更なる活性化を目指すとともに、その成果が子どもたちに還元されるよう努めてまいります。

四 村民の思いや願いに たった社会教育の推進

(1) 学習機会の提供と充実

心豊かに楽しい人生を送るために、自分の思いを大事にし、自分に合った方法で学び続けることができるよう、年齢各層に応じた学習活動や体験活動の提供及び充実を図ることが大切です。以下、そのための方策について申し上げます。

① 青少年教育の推進

青少年を取り巻く社会環境が大変厳しい中、心豊かにたくましく創造性に満ちあふれた青少年を育成するために、学校・家庭・地域がその教育力を活かし、相互連携のもとで取り組むことが求められています。

特に、青少年の「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ、集団活動、文化・芸術などに直接ふれる体験的な活動を取り入れ、他人と協調し、思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を身に付けることが大切であると考えます。

そこで、「ふるさと体験学習」「少女カナルチャージャー教室」「通学合宿」等を引き続き実施してまいります。また、小中学校両校が協力校として認証を受けているユネスコ支援活動についても引き続き支援してまいります。

平成十年に愛媛県伊方町と姉妹提携を結んで以来、継続されている「子ども親善大使」による交流事業についても実施してまいります。伊方町や周辺での歴史・文化等にふれ、現地の同世代といろいろな体験活動をしたり、伊方町の小学生を泊村に迎え入れたりして親善交流を図ってまいります。

② 成人教育の推進

成人期は、生涯において最も長い時期であり、年代層も幅広く、また、家庭や地域等で中心的な役割を担っています。生きがいを求め、心豊かに健康で暮らすためには自主的・自発的に学び、社会参加する意欲と魅力ある学習機会の提供や環境づくりが求められています。

泊村公民館を活動の拠点として、すでに開設されているエコクラフト教室や書道教室等、各種教室・講座・サークル活動についても、更なる内容の充実を図り、より多くの皆様方に支持を得られる楽し

い学習の場の設定と自主的な活動の助長を図ってまいります。

③ 高齢者教育の推進

高齢者の教育については、長寿社会を健康で楽しく生き生きと過ごすことができるよう努めることが大切であります。そのために、社会参加や高齢者の学習ニーズに応えた様々な学習機会を提供するとともに、各種活動への参加を奨励してまいります。

また、はつらつとして高齢者が集い、大学生同士の親睦を深めながら活動を行う寿大学を引き続き開設し、生きがいや自立性を高める取り組みを推進してまいります。

④ 公民館活動の充実

泊村公民館は、村民が気軽に出会い、集い、学び、地域の文化創造をしていくための中心的施設であり、様々な生活問題や地域課題を解決するための必要不可欠な学習の場でもあります。

昨年度、改修を行い、装いも新たにになりました。特に、図書室をロビー横に、また、サークル室を二階に設置したりして利用しやすくなりました。

自己を高め、豊かな生活を実現するため、今年度も学ぶ機会を提供し、公民館活動の更なる充実を

図つてまいります。

(2) 地域に根ざしたスポーツ活動の推進

① スポーツの振興と普及

近年、余暇時間の増大や健康増進の向上等一人ひとりが健康で心豊かな日々を営むために、スポーツの振興が求められております。そのために、体育協会を中心にスポーツ推進委員や関連団体と連携を深めながら、各種スポーツの普及・振興を図るとともに、大会への参加・派遣についても支援してまいります。

② スポーツ施設の活用及び学校開放事業の推進

アイスセンター「とまりリンク」や「とまりカブトラインパーク」については、利用者の増に努めるとともに、施設の維持管理に最善を尽くし、村民の親睦交流の場として、また、スポーツへの関心を高め、健康増進に寄与できるように努めてまいります。

また、村内の体育団体やサークル、愛好会など地域単位で日常的に運動する場所の確保として、村内の学校体育館等を開放し、体育・スポーツの振興に役立ててまいります。

③ スポーツ少年団等の活動への支援

泊カブス野球少年団、泊バレーボールウィーズ等の少年団や各種スポーツ愛好会等の活動につきましても、子どもたちの心と体の健全な育成に大きな役割を果たしていることをふまえ、引き続き支援してまいります。

施設整備事業

○カブトラインパーク維持管理
業務委託事業

(3) 芸術文化活動の推進

① 文化財の保護と活用

長い歴史の中で育まれ、守り伝えられてきた文化や歴史的遺産は、ふるさとの歴史や文化を正しく理解するため、欠くことのできない貴重な歴史的財産であり、それらを保持伝承し活用を図っていくことは、これからの地域文化の向上・発展の基礎をなすものと考えます。

「鯨御殿とまり」は、オープン以来、鯨漁全盛時の歴史的な建造物として、また、大変貴重な財産として村内外からの入館者に親しまれておりますが、近年入館者が減少傾向にありますので、より一層PR活動や関係団体とも協議し、入館者増に向けた取り組みを進め

てまいります。

また、茅沼炭鉱につきましては、炭鉱が閉山して五〇年となるこの期に、当時の写真を中心に「茅沼炭鉱回顧展」を開催し、村民に往時を振り返っていただくとともに関係団体と連携し、炭鉱遺産の整備の取組を進めてまいります。

② 芸術文化活動の推進

芸術文化は、創造性を広げ、生活に潤いを与えると共に心の豊かさを育みます。今年度も、文化団体等と連携を図り、芸術文化活動への参加及び鑑賞会の提供と充実に努めてまいります。教育講演会も引き続き開催致します。

また、緑や花の豊かな街づくりは村民の願いでありますので、地域の皆様のご支援・ご協力をいただきながら「花いっぱい運動」や「フラワーロード」の花苗の植え付け等を行い、美しい景観づくりに引き続き努めてまいります。

③ 読書環境の充実

読書は人格形成上大きな役割を果たすものであり、たくさんの方に読書に親しんでもらうべく各小中学校及び公民館図書室の蔵書の整備充実に努め、村民誰もが気軽に利用できる図書室づくりに努めてまいります。

五 学校給食共同調理所事業

食生活の多様化が進む中、偏った栄養摂取による生活習慣病の増加等、食に起因する健康問題が増加しております。

子どもたちが将来にわたって健康に生活していけるよう望ましい食習慣の形成を促すことが大切であり、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担ってまいります。そして、今後も事故のないよう安全対策に徹底を期すため、栄養教諭を中心に調理関係職員の衛生管理に対する意識の向上に努めてまいります。

また、「食物アレルギー対応の方針」に基づいて、食物アレルギーを有する児童生徒には、安全に給食を楽しめるよう対応いたします。

むすび

以上、平成三十年度の教育行政執行方針を申し上げますが、泊村教育委員会といたしましては、村民の皆様の付託に答えられるよう、本村教育・スポーツ・文化の振興に最善の努力をいたす所存でございますので、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

円ですたーと

を目指して!!

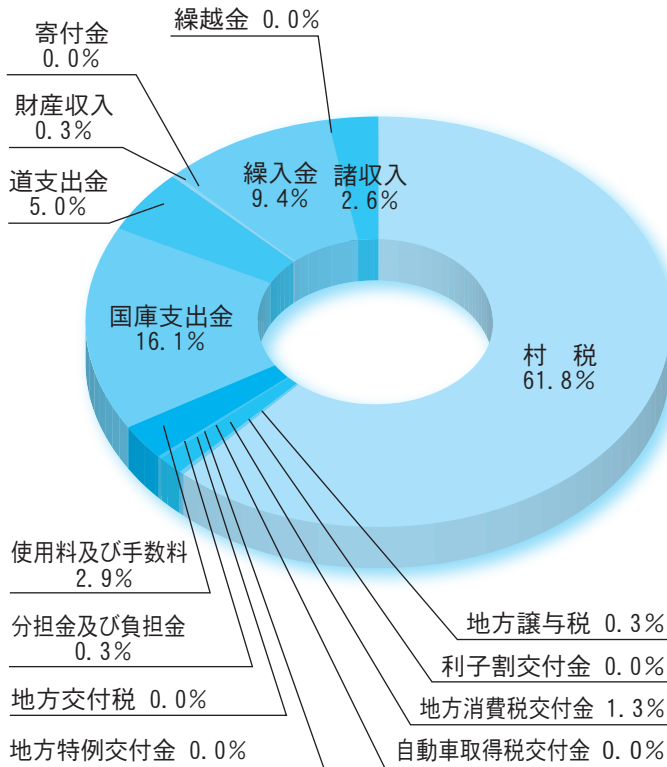
第1回泊村議会定例会で可決されました、平成30年度当初予算を紹介します。

平成30年度の一般会計と特別会計を併せた予算総額は42億4,198万2千円で前年度当初予算と比べ9.13%減となりました。

36億9,000万円

歳入

(単位：千円)



項目	予算額	構成比	増減	前年度対比
村税	2,279,488	61.8	△ 93,167	△ 3.9
地方譲与税	11,200	0.3	0	0.0
利子割交付金	700	0.0	△ 400	△ 36.4
地方消費税交付金	48,000	1.3	2,000	4.3
自動車取得税交付金	1,900	0.0	0	0.0
地方特例交付金	300	0.0	0	0.0
地方交付税	1	0.0	0	0.0
分担金及び負担金	12,499	0.3	△ 1,184	△ 8.7
使用料及び手数料	106,927	2.9	△ 3,836	△ 3.5
国庫支出金	593,117	16.1	△ 286,466	△ 32.6
道支出金	186,095	5.0	17,572	10.4
財産収入	9,275	0.3	△ 922	△ 9.0
寄付金	2	0.0	0	0.0
繰入金	344,649	9.4	△ 48,504	△ 12.3
繰越金	1	0.0	0	0.0
諸収入	95,846	2.6	19,907	26.2
歳入合計	3,690,000	100.0	△ 395,000	△ 9.7

5億5,198万円

(単位：千円)

会計別	本年度予算額	前年度予算額	増減	前年度対比
公共下水道事業特別会計	342,998	372,394	△ 29,396	△ 7.9
後期高齢者医療特別会計	27,925	28,091	△ 166	△ 0.6
合計	551,982	583,109	△ 31,127	△ 5.3

平成30年度

予算総額 42億4,198万

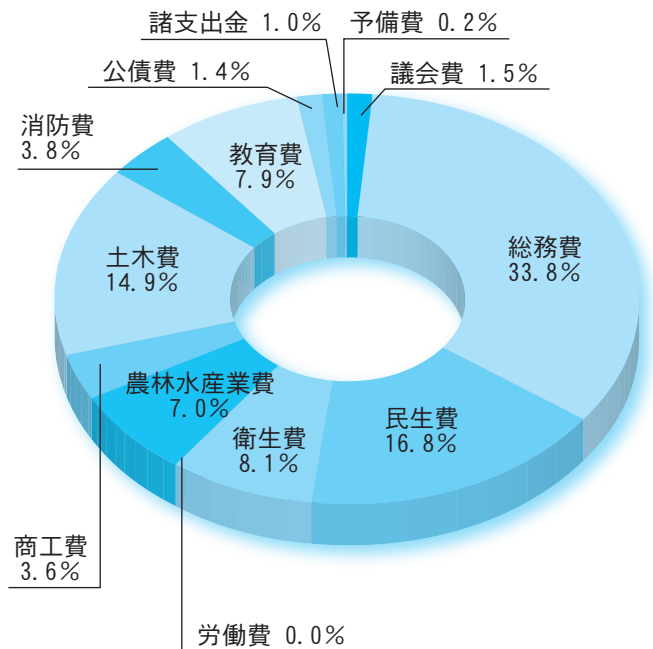
「泊村の繁栄と住民福祉の向上」

一般会計予算

歳出

(単位：千円)

項目	予算額	構成比	増減	前年度対比
議会費	56,284	1.5	10,295	22.4
総務費	1,244,680	33.8	282,692	29.4
民生費	618,322	16.8	△ 14,566	△ 2.3
衛生費	300,442	8.1	△ 87,208	△ 22.5
労働費	119	0.0	4	△ 3.3
農林水産業費	260,069	7.0	9,126	3.6
商工費	134,130	3.6	20,701	18.3
土木費	550,668	14.9	△ 142,995	△ 20.6
消防費	139,608	3.8	19,492	16.2
教育費	291,141	7.9	△ 495,677	△ 63.0
公債費	52,796	1.4	10	0.0
諸支出金	35,440	1.0	2,136	6.4
予備費	6,301	0.2	1,018	19.3
歳出合計	3,690,000	100.0	△ 395,000	△ 9.7



特別会計予算

(単位：千円)

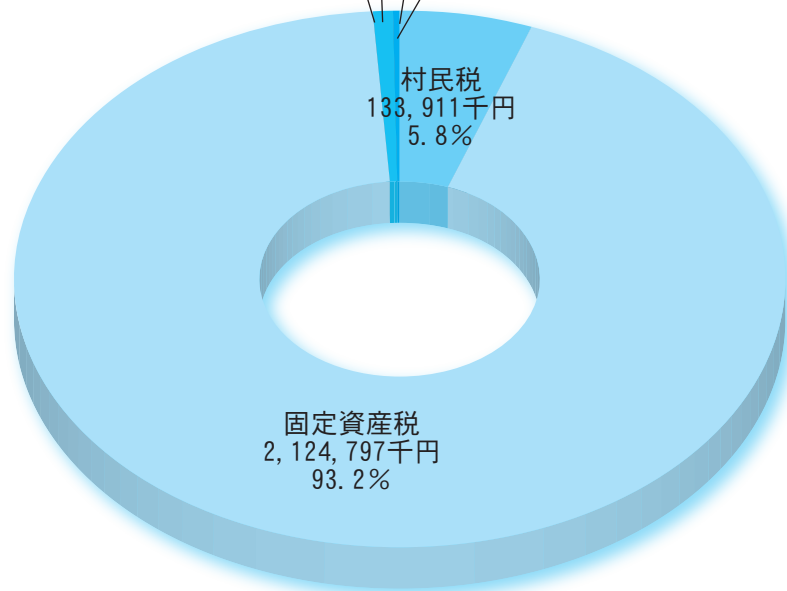
会計別	本年度予算額	前年度予算額	増減	前年度対比
国民健康保険特別会計	43,276	85,751	△ 42,475	△ 49.5
簡易水道事業特別会計	86,945	48,039	38,906	81.0
集落排水事業特別会計	50,838	48,834	2,004	4.1

予算概要

村税予算額内訳

2,279,488千円

村たばこ税 17,619千円 0.8%
 特別土地保有税 1千円 0.0%
 軽自動車税 2,629千円 0.1%
 入湯税 531千円 0.1%



歳入財源内訳

地方交付税 1千円 0.0%

地方特例交付金 300千円 0.0%

自動車取得税交付金 1,900千円 0.0%

地方消費税交付金 48,000千円 1.3%

利子割交付金 700千円 0.0%

地方譲与税 11,200千円 0.3%

道支出金 186,095千円 5.0%

村債 0円 0.0%

国庫支出金 593,117千円 16.1%

繰入金 344,649千円 9.4%

諸収入 95,846千円 2.6%

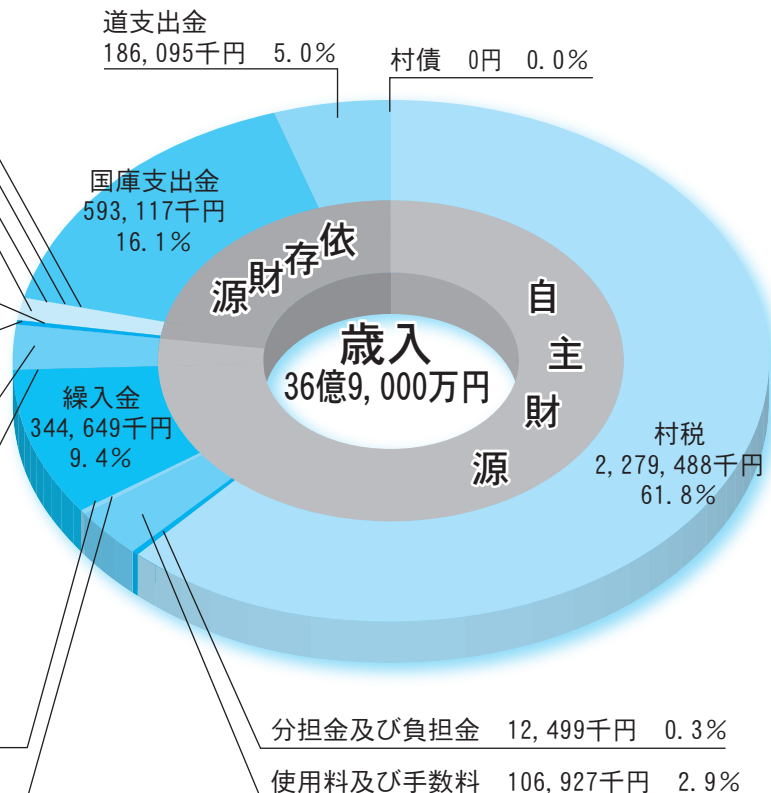
繰越金 1千円 0.0%

寄附金 2千円 0.0%

財産収入 9,275千円 0.3%

分担金及び負担金 12,499千円 0.3%

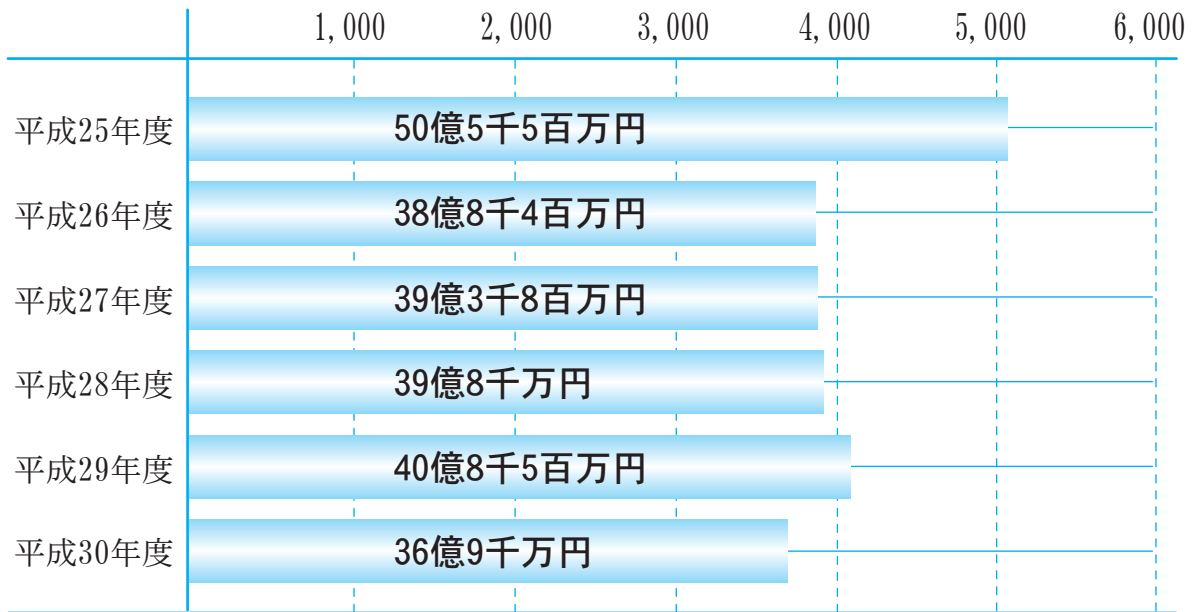
使用料及び手数料 106,927千円 2.9%



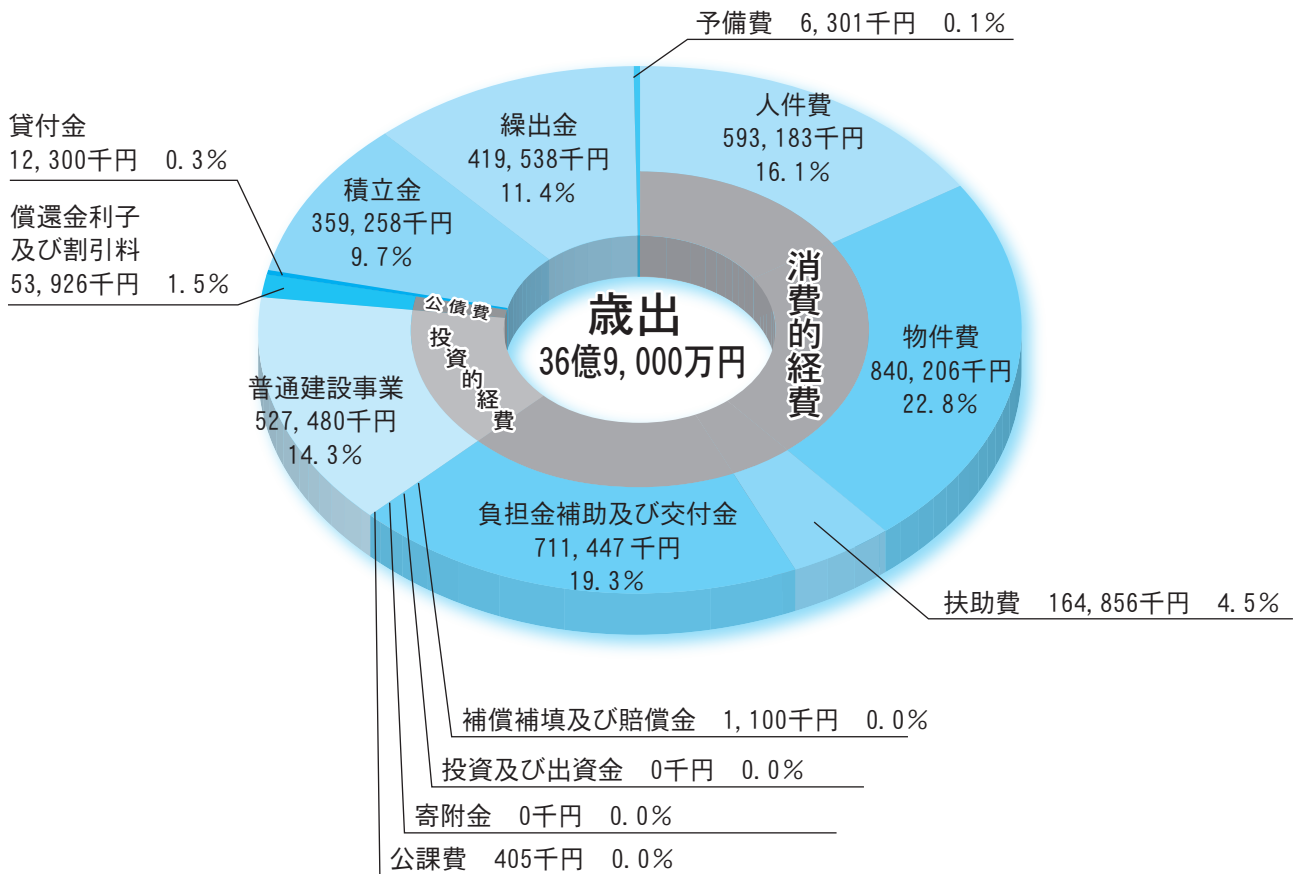
一般会計

一般会計

当初予算額の推移 単位(百万円)



経費別歳出内訳



泊村成年後見制度利用支援事業

* 成年後見制度とは *

認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所から選ばれた成年後見人などが財産を管理したり代わりに契約するなど、安心して生活を送ることができるよう支援をする制度です。

* 泊村成年後見制度利用支援事業とは *

成年後見制度を利用する際の申立に関わる支援や、かかる費用負担が難しい方へ費用を助成することで成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度利用の支援

成年後見制度利用の際には家庭裁判所への申立が必要です

【成年後見の申立】

□申立ができる方 □ 支援を受ける本人・本人の配偶者
4親等内の親族・市町村長

ご本人や親族の方が申立を行うことができない方は、市町村申立を行うことができます
市町村申立を行うにあたり、市町村長へ依頼ができる方がいます

・社会福祉事業に従事する職員
・介護保険サービス事業に従事する職員
・障がい福祉サービスに従事する職員
・病院または診療所の職員
・保健所の職員
・民生委員

申立の依頼を受けた市町村長は申立を行う必要性について、支援を受ける本人の能力や健康状態など総合的に判断して決定をします。

費用に関する支援

・成年後見制度の利用に関わる費用を助成します

○費用助成となる方

- ・生活保護を受給している方
- ・審判請求費用の負担が困難と認める方

○対象となる費用

- ・審判請求費
- ・成年後見人等の報酬（本人申立・親族申立・市町村申立）

○成年後見人の報酬限度額（家庭裁判所が決める金額の範囲内）

- ・在宅生活者：月額28,000円
- ・施設等入所者：月額18,000円

○申請の流れ

- ・法定後見の開始後、泊村役場にて助成申請を行います





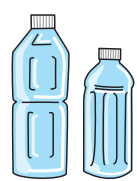

成年後見制度・泊村成年後見制度利用支援事業に関するご相談は

泊村地域包括支援センター をご利用ください

お問い合わせ先 泊村地域包括支援センター 電話 65-2280

4月よりごみの収集が変わります。

平成30年4月1日よりごみの収集日が変わりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

日	月	火	水	木	金	土
	もやせる ごみ  ※月曜日が祝日の場合 火曜日に収集します		もやせない ごみ 	資源ごみ 	もやせる ごみ 	

※ なお広報とまり3月号にて資源ごみの収集日を土曜日としておりましたが、木曜日の誤りですのでお詫び申し上げます。

【お願い】 プラスチック製容器類については透明か半透明な袋に入れて、旧ごみ袋は使用しないようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 泊村役場 保健福祉課 電話 75-2134

国民年金手続きにマイナンバーが必要になりました

平成30年3月5日より、国民年金被保険者の加入手続き、国民年金保険料免除・納付猶予申請等にマイナンバーが必要になりました。

マイナンバーを使った手続きにより、適正な年金管理、また住所や氏名の変更による届出の省略や、「住民票の写し」の添付省略など、被保険者の負担を軽減することが予定されております。

☆マイナンバーが必要になる主な手続き

- ・国民年金の加入手続き（60歳以上の任意加入を含みます。）
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請
- ・国民年金保険料学生納付特例申請 など

また、年金の請求手続き（老齢年金や遺族年金など）についても、マイナンバーが必要になります。

☆マイナンバー、本人確認ができるものの持参をお願いします。

- ・マイナンバーカードの場合
→マイナンバーと本人確認書類を兼ねますので、マイナンバーカード1枚のみで結構です。
- ・通知カードまたはマイナンバー入り住民票の場合
→運転免許証、旅券（パスポート）、障害者手帳、在留カードなどから1点
または、健康保険証、年金手帳、学生証、印鑑登録証明書などから2点

※日本年金機構の職員からお客様に対して、電話等で直接マイナンバーをお聞きすることはありません。日本年金機構の職員をかたる者からのマイナンバーなどの個人情報を聞かれても、決して答えないでください。

お問い合わせ先 泊村役場 住民生活課 電話 75-2132

ふるさと定住促進奨励金について

泊村では平成12年4月より、次世代を担う子供達の健全な育成や活力ある村づくりを推進するため、定住する村民に対し、結婚や子育て、住宅に関する様々な奨励措置をしてまいりました。今月号では、4月1日より制度の変更及び、奨励金の内容を転入された方や住民の皆様にお知らせ致します。

ふるさと定住促進奨励金の内、賃貸住宅家賃助成金については4月1日より資格要件が変更となっております。

施策	支給額	資格要件等（変更点は太字及び下線表記）
賃貸住宅家賃助成金	勤務先等から受けた住宅手当等の控除後の家賃に対し、3万円を超える額を支給し、限度額を5万円とする。 例：家賃－（3万円＋住宅手当）＝助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅、村営住宅等の公的賃貸住宅は対象外となります。 ・世帯収入800万円を超える世帯は対象外となります。 ・月基準で助成金を算出していますので、家賃の日割りについては、対象外となります。

その他のふるさと定住促進奨励金については、制度の変更をしておりません。

施策	支給額	資格要件等
結婚祝金	10万円（結婚当事者の一方が過去に結婚祝金の支給を受けた場合は適用されません。）	<ul style="list-style-type: none"> ・泊村に現に1年以上居住していること。 ・結婚後も引き続き3年以上泊村に居住できる方。
出産祝金	第1子…5万円 第2子…10万円 第3子以降は1人増すごとに10万円加算した額	<ul style="list-style-type: none"> ・泊村に現に1年以上居住していること。 ・引き続き3年以上泊村に居住できる方。
就学祝金	10万円(小学校入学時及び高等学校入学時各1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・泊村に現に1年以上居住していること。 ・引き続き3年以上泊村に居住できる方。
住宅新築等奨励金	<p>新築及び中古住宅購入の場合は土地購入費を除く住宅建設費及び購入費10分の1以内の額で限度額200万円 但し、新築に村内業者を利用の場合は限度額300万円</p> <p>増築、改修の場合は、1住宅につき増築・改修費用が100万円以上の住宅を対象とし、その費用の10分の1以内の額で改修等の回数によらず1住宅につき限度100万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新築及び増築、改修については、必ず工事前に申請書類を提出してください。役場へ申請書を提出する前に工事に着手したり、工事が完成した場合は、事業の対象とはなりませんので、ご注意願います。 ・土地購入費や設計費、別荘を建設する等の住宅部分以外は対象外となります ・交付決定の日から5年以内に、当該住宅を退去又は他人に譲渡、貸し付けした場合は全額返納となります。
児童養育奨励金	<p>3歳未満の児童一律 月額15,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前の児童で第1子、第2子 月額10,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前の児童で第3子以降 月額15,000円</p> <p>中学生一律 月額10,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支給期間については、児童の誕生した月の翌月から15歳到達後の最初の3月31日までとし、転入の場合も転入の月の翌月から、転出の場合は村内に住所を有しなかった日の属する月までとなります。

お問い合わせ先 泊村役場 企画振興課 電話 75-2877

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 制度の見直しについて ～

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 所得割の軽減割合が見直しされました

保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度から】

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	軽減なし

■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度から】

区 分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

▼ 所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

■ 1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成29年度 57万円	➔	平成30年度 62万円
-----------------------	---	-----------------------

■ 保険料の計算方法（平成30年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成29年中の所得-33万円)× 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切捨て)
---	---	---	---	--

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■ 高額療養費の限度額が見直しされます

高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

【平成30年8月から】

区 分		1か月の自己負担限度額 (※1)	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円) ×1% (140,100円) ※3	
	課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費-558,000円) ×1% (93,000円) ※3	
	課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% (44,400円) ※3	
一 般		18,000円 ※4	57,600円 (44,400円) ※3
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方（障害認定で加入する方は除く）は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 (医療費総額-267,000円) ×0.01+80,100円です。

※3 多数該当（過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当）の場合の自己負担限度額です。

※4 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

■ 食事療養標準負担額の金額が見直されました

療養病床以外に入院したときの食事療養標準負担額（食事代）に係る部分が、平成30年4月から見直されました。

【平成30年4月から】

区 分		食事療養標準負担額	
現役並み所得・一般		1食につき460円	
指定難病の医療受給者証をお持ちの方		1食につき260円	
非住 課 税 民 世 帯 税	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円
		90日を超える入院	1食につき160円
	区分Ⅰ	1食につき100円	

■ 生活療養標準負担額の金額が見直されました

療養病床に入院したときの生活療養標準負担額のうち居住費に係る部分が、平成30年4月から見直されました。

【平成30年4月から】

区 分	生活療養標準負担額
以下のいずれにも該当しない方 (医療の必要性の低い方)	1日につき370円
医療の必要性の高い方 (指定難病患者を除く)	1日につき370円
指定難病患者	1日につき0円
老齢福祉年金受給者	1日につき0円

■ 高額介護合算療養費制度の金額が見直しされます

高額介護療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分		現 行	平成30年8月～
現役並み所得者		67万円	【課税所得690万円以上】 212万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得145万円以上】 67万円（改正なし）
一般		56万円	56万円（改正なし）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円（改正なし）
	区分Ⅰ	19万円	19万円（改正なし）

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

泊村役場 住民生活課 保険係

電話 75-2132

泊村公民館を開館いたします

～図書館を1階ロビー横に移設
2階にサークル活動室を設けました～

泊村公民館利用について、皆様にご不便をおかけしておりましたが、このたび改修工事が終わり、4月1日より通常通り開設することになりました。今年度から、毎週土曜日にも職員が常駐することになりましたので、どうぞお気軽にご利用下さい。

※泊村公民館開館時間

9：00～17：00

（月～土曜日）

（なお、日曜日や夜にご利用
を希望される方は、事前
にご連絡下さい）



お問い合わせ先

泊村教育委員会
泊村公民館

電話 75-2311
電話 75-3258

日本海 ニッコ元気村 トピックス

2/22

寿大学学習会 「みんなでレクリエーション」

寿大学学習会「みんなでレクリエーション」が、泊村公民館で行われました。

スプーンを使って卓球球を運ぶゲームやパン食い競争など、笑いや応援の歓声が絶えず、とてもにぎやかな交流会となりました。



3/2

とまり保育所ひなまつり

3月3日の桃の節句に併せ、とまり保育所でひな祭りが行われ、女の子の成長を祝いました。

遊戯室には大きなひな壇が飾られ、園児たちは大喜び。女の子は髪に花飾りをつけ、少し照れながらもニコニコ顔で満足そうでした。



2/24 ~ 2/25

第19回泊村長杯選抜 少年アイスホッケー大会

泊村と（一財）札幌アイスホッケー連盟の主催による、第19回泊村長杯選抜少年アイスホッケー大会が2月24日（土）・25日（日）の2日間、泊村アイスセンター「とまりリンク」で7チームが参加して開催されました。

泊ブルーマリーンシャークスの子どもたちは、強豪チームとの対戦もありますが、そういう試合を何度も経験し、上達していく姿には心から感動します。

会場には家族や友人などが応援に駆けつけ、子どもたちの熱い戦いに声援を送っていました。

- 優勝：札幌星置ゲッターズ jr
- 準優勝：月寒ストロンガー
- 第3位：北海道バーバリアンズ
- 第4位：苫小牧JETS
- 第5位：旭川サンリバーズ
- 第6位：真駒内イーグルス
- 第7位：泊ブルーマリーンシャークス



3/7

泊村スポーツ・文化表彰式

泊村スポーツ・文化表彰式が泊村公民館において行われました。

表彰式では村内の学生や村内の協会等に参加している団体の中から、スポーツや文化の向上と発展を図るためにその育成振興に尽力された方々や、スポーツ活動及び文化活動における優秀な成績を収められた方々に贈られます。今年度は24個人に対し、スポーツ賞、文化賞等の表彰が村長から贈られました。



3/18

第41回村長杯兼教育長杯争奪泊村将棋大会

盃将棋会主催による将棋大会が盃地区集会所で開催されました。大会には村内将棋愛好者10人が参加し腕前を競いました。大会結果は以下のとおりです。

優勝 宮谷 秀吉 さん
2位 菊地 貴之 さん
3位 丹羽 隆 さん



3/15

泊村立泊中学校第43回卒業式

第43回卒業式が行われました。式では、一人ひとり担任の和田先生から名前を読み上げられ、村上校長先生から卒業証書が手渡されました。

校長先生は、式辞の中で卒業生に、はなむけの言葉を述べられました。来賓祝辞、在校生送辞のあと、卒業生一人ひとり、3年間の思い出や感謝の気持ちを語り、涙する姿も見られました。

最後に「遥か」を合唱。卒業生21名（男子10名、女子11名）がそれぞれの路に向かってはばたいていきました。



卒業生名簿

阿部	晴起	さん
釜谷	怜実	さん
菊地	翔	さん
工藤	すみれ	さん
小塚	海聖	さん
小林	日菜	さん
小山	力也	さん
齋藤	滯藍	さん
佐伯	梨里亜	さん
佐藤	碧	さん
外村	響	さん
高岡	静流	さん
高島	亜純	さん
高島	花純	さん
高橋	花帆	さん
高橋	優花	さん
對馬	舜介	さん
成田	真衣	さん
村嶋	脩	さん
山口	凜	さん
渡辺	剛	さん

3/20

泊村立泊小学校第22回卒業証書授与式

第22回卒業証書授与式が行われました。式では、壇上で卒業生一人ひとりが中学校生活の目標を力強く語り、校長先生から卒業証書を受け取りました。

式の最後には卒業生と在校生が向かい合って、思い出や別れの言葉を述べ合う「よびかけ」が行われました。

この日、小学校で卒業を迎えたのは男子5名、女子8名の計13名。晴れやかな表情で慣れ親しんだ学び舎を後にしていました。



卒業生名簿

小田	桐流生	さん
菊地	美夢	さん
小林	千夏	さん
小森	李音	さん
齋藤	涼希	さん
櫻庭	観白	さん
外村	はるな	さん
高谷	柚貴	さん
寺井	彩乃	さん
中屋	瑠海	さん
野崎	ひなた	さん
本多	摩利支	さん
山下	小桜	さん

受講生募集のお知らせ

◆公共職業訓練「パソコン実務科」

- 訓練期間** 5月22日(火)～8月21日(火)
 ※土、日、祝日は休み、お盆休み有
- 訓練時間** 9:00～15:50 ※日程により多少変動有り
- 訓練内容** 初心者を対象にパソコンに関する幅広い知識とビジネスアプリケーションソフト(ワープロ・表計算・プレゼンテーション等)を活用する為の技術を習得し、事務に活用できる資格取得(ワープロソフト・表計算ソフト3級及び2級)を目指します。
- 受講料** 受講料は無料(但しテキスト代として約10,200円と検定料がかかります。)
- 定員** 12名
- 対象者** 雇用保険受給者または公共職業安定所長の受講指示が受けられる方。雇用保険の受給資格がない方でも、公共職業安定所長の推薦があれば受講可能。雇用保険受給者で要件を満たしている方は受講手当・通所手当が支給されます
- 募集期間** 4月18日(水)まで
- 申込場所** 岩内公共職業安定所
- 選考** 4月27日(金) 13:30～
 岩内地域人材開発センターにて

お問い合わせ

- 岩内地域人材開発センター
 岩内町字東山8番地16
 TEL 62-2183

年金相談所開設日程

■4月26日(木)

- 岩内町 岩内地方文化センター
- 開設時間 10:30～16:00
- 事前予約制



予約受付

- 小樽年金事務所お客様相談室 ☎0134-65-5002

不燃(粗大含む)ごみの自己搬入受入停止日

■自己搬入受入停止日 4月23日(月)■

お問い合わせ

- 岩内地方衛生組合じん芥処理場 TEL 62-6251

4月の相談日程

札幌弁護士会しりべし弁護士相談センター

4日(水) 11日(水) 18日(水) 25日(水)

- 事前予約制
- 予約受付 平日午前10時～午後4時
- 岩内町高台84-3 ☎0135-62-8373

くらしの告知板

役場 ☎75-2021

平成30年度調理師試験の実施について

試験日時 平成30年8月22日(水) 13:30～16:00
試験地 札幌市(後志圏域在住の方は札幌市が試験地となります。)
受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(調理師法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者を含む。)であって、多数人に対して飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設又は食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号(飲食店営業)、第14号(魚介類販売業)若しくは第32号(そうざい製造業)に掲げる営業において平成30年5月25日までに2年以上調理の業務に従事した者。(詳細は、受験案内及び所管の保健所で確認してください。)

受験願書受付期間

平成30年5月14日(月)～同年5月25日(金)

受験案内(願書)配布場所

各保健所・支所で配布するほか、北海道のホームページからダウンロードできます。

受験願書提出先・お問い合わせ

- 北海道俱知安保健所 企画総務課企画係
 〒044-8588 虻田郡俱知安町北1条東2丁目
 TEL 0136-23-1952
- 北海道俱知安保健所 余市地域保健支所
 〒046-0015 余市郡余市町朝日町12
 TEL 0135-23-3104
- 北海道岩内保健所 企画総務課企画係
 〒045-0022 岩内郡岩内町字清住252-1
 TEL 0135-62-1537

自衛官を募集します

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
一般書候補生(第1回)	平成31年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者(平成4年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者)	30年3月1日(木)～5月1日(火)	1次:5月26日(出) 2次:6月27日(水)～7月2日(月) ※いずれか1日を指定されます。
予備自衛官補	一般	18歳以上34歳未満の者 ※細部については俱知安地域事務所にご連絡ください	30年4月14日(出)～18日(水) ※いずれか1日を指定されます。
	技能	18歳以上で国家免許資格等を有する者 ※細部については俱知安地域事務所にご連絡ください	30年1月9日(火)～4月6日(金)

お問い合わせ

- 俱知安地域事務所
 俱知安町南3条東1丁目 TEL 0136-23-3540
- 自衛官募集相談員
 神山 孝三 TEL 090-8900-6806

4月及び ゴールデンウィークの 救急 当番医

診療時間
9時～
17時まで



4月1日(日)	小林整形外科医院	☎62-3451
8日(日)	北内科クリニック	☎62-1457
15日(日)	万代クリニック	☎61-2133
22日(日)	岩内協会病院	☎62-1021
29日(日)	昭 ^和 石山内科クリニック	☎62-3223
30日(月)	振 ^替 日 ^替 千葉外科医院	☎62-0981
5月3日(木)	憲 ^法 前田診療所	☎73-2211
4日(金)	み ^ど り ^日 発足診療所	☎74-3009
5日(土)	こ ^も の ^日 岩内大浜医院	☎61-2081
6日(日)	東山クリニック	☎62-7700

4月1日(日)	あけぼの調剤薬局	☎63-1500
8日(日)	若林調剤薬局	☎62-0698
15日(日)	かねた薬局名店街店	☎62-0040
22日(日)	アイン薬局岩内店	☎62-5150
29日(日)	昭 ^和 菜の花調剤薬局	☎62-2287
30日(月)	振 ^替 日 ^替 アライ大学堂	☎62-0456
5月3日(木)	憲 ^法 日の出薬局	☎62-2250
5日(土)	こ ^も の ^日 アイランド薬局いわない店	☎61-4040
6日(日)	あけぼの調剤薬局	☎63-1500

4月及び ゴールデンウィークの 休日当番 薬局

9時～
17時まで



ゴールデン ウィークの 休日当番 歯科医院

診療時間
9時～12時まで

5月3日(木)	憲 ^法 島牧診療所歯科	☎0136-75-6105
4日(金)	み ^ど り ^日 みずの歯科医院	☎62-2535
5日(土)	こ ^も の ^日 青山歯科クリニック	☎61-4180

とまり木文芸

俳句・川柳

残雪や 海辺の沢に 黄緑が
雪解ける 道路のふちに 空カンが
蛙の泣き 明日の天候 占なつて
色褪し 内裏姫雛の 六条間
立春の白猫となる街の朝
ストーブの火を太めにし余寒かな

泊海山
泊海山
武井和子
武井和子
三津木淳
三津木淳

短歌 (451)

近江谷乃婦
いつか来る行き止りなど思ひをり鴉より早く春を自覚めて
立花 孝子
ぼかぼかの冬陽に誘はれ出づれば冷たき風に驚き家に入る
赤坂明希子
女シエフ白き指にも意志もちて笑顔も薬味小鉢とどく
吉田智恵子
三才の遺影に供ぐ桃の花忘れ去ぬ娘の年を数えぬ
乃 婦
眼鏡ケースさくらの模様にとり替える明日は友とクララのいて湯
無名女
退職の記念に贈られし箱籠を形見となりいつまでも飾る
明希子
年重ね主なき日記よみかえす文字みだれつも病状記する
沙 羅
雪跳ねも一息つける今朝の雨雪どけ進み春近しかな
縁 糸
夜も更けて見上ぐる空に星ひとつ遠い彼方にまばたくを見ゆ
与詩三
雪解け水激つ流るる山峡の濁れて岩間に痕の残れり
小 春
想い出を語り合う友逝きませり空家となり家の侘しさ
三津木 淳
春場所横綱二人欠場し外国力士やけに目立って
荒木 十三
兎の手よりすると逃げし風船は「たかい!たかい!」と空の青さへ

戸籍の窓

30年2月20日～30年3月19日

いんじやほよこく

【出生】

(茅沼) 藤谷 陽太くん
ふじや はると

3月7日出生 父 佑太さん

よろしくおねがいします

【転入】

(滝の澗) 高橋 泰宏さん 江別市

【転出】

大阪府 1人 札幌市 3人

共和町 1人



泊村立泊中学校第43回卒業式 (平成30年3月15日)

人のらごき

	前月比	外国人	外国人 含む
世帯	909戸 + 9戸	2戸	911戸
人口	1,674人 + 8人	3人	1,677人
男	795人 +12人	2人	797人
女	879人 - 4人	1人	880人

地区別の世帯と人口

	世帯	人口
泊地区	287戸 - 1	580人 - 1
盃地区	180戸 ± 0	320人 ± 0
茅沼地区	173戸 ± 0	334人 - 1
老人ホーム	83戸 - 1	83人 - 1
浜井地区	125戸 +12	227人 +12
掘株地区	61戸 - 1	130人 - 1
計	909戸 + 9	1,674人 + 8

[30. 2. 28 現在 住民基本台帳]

再生紙を使用しています

交通安全



毎年展開
 デイ・ライト
 (昼間点灯)
 運動実施中!

